

事務局説明資料

2024年10月24日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

I 第1回における主な議論	2
II 立替サービスの規制のあり方	4
III 外国の金融機関等のシンジケートローン参加	12
IV ご議論いただきたい事項	17

I 第1回における主な議論

第一回における主なご意見

立替サービスについて

<全般>

- 法律構成が多岐にわたりスキームが複雑になっており、法規制のありようによっては線引きが難しく、予測可能性という意味で大きな課題を抱えた論点。
- 立法的な規制が必要だということになった場合には、立替払い委託構成のほか、債権の売買やリースなどの様々な法律構成によっても同等の経済的効果が得られる可能性があるため、横断的、機能的な規制に穴が生じないように考えるとともに、もし規制を導入する場合には、例えば金融商品取引業者などのように業者に種別を設けて、貸金業法の規制を柔構造化するようなことも検討に値する。この論点は、かなり時間をかけて議論する必要があるのではないか。

<実態調査>

- どのようなサービスが現在、提供されているのか、実態把握が必要。規制が必要な範囲があるのか、ないのかについて具体的に議論するとともに、貸金業や資金移動業の現在の規制枠組みで受け皿となりうるのかを議論すべき。

<BNPLについて>

- 消費者相談の現場では、BNPLと呼ばれる後払い決済サービスが問題となっている。過剰与信の入り口となり得ることが指摘され、悪質な加盟店により悪用されるリスクが高く、現に詐欺的な定期購入商法において悪用されている実態があり、現場からは法規制を求める声が上がっている。
- 行政の消費生活相談員の間でも、BNPL に対して規制がない状態について、消費者保護の観点から大丈夫かという声がある。具体的なトラブルが発生しているわけではないが、規制がないまま放置しておいていいのか、議論をしておくべきではないか。

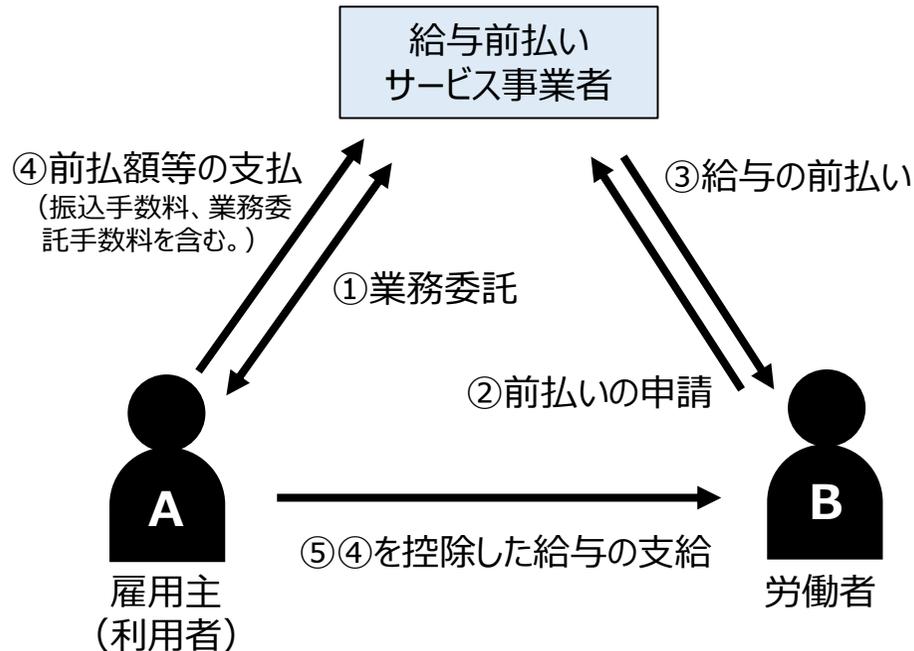
外国の金融機関等のシンジケートローン参加について

- 提示された形式でのシンジケートローンの参加を求めている外国銀行の数は幾つあるのかという疑問はある。
- 貸金業法の見直しだけでなく、外国銀行についての銀行法上の取扱いも併せて検討し、それぞれの法律において支店、営業店、設置義務が課されている根拠や利害得失などについて一緒に検討すれば有益ではないか。
- 貸金業に関する規制は、金融商品取引業や資金移動業と比べて、規制の柔構造化がそれほど進展していないことが問題の背景にあるのではないか。各事業者が提供する金融の機能に応じて望ましい柔構造化のあり方は異なると思うが、外国銀行などのシンジケートローンの参加について議論する際には、規制の柔構造化という観点からの分析も行うことが有益ではないか。
- 柔構造化が進んでいないという課題を踏まえると、不都合が生じている外国銀行等のシンジケートローン参加のみについて検討するのではなく、本来的には、一定規模以上の法人向けの貸付けについて今のままでいいのか、あるいは外貨建ての貸付け、クロスボーダー取引の場合に適用範囲をどう考えるのか、幾つかの観点から柔構造化を考える、あるいは一部の取引について貸金業規制から外すことも含めて考えるべき時期に来ているのではないか。

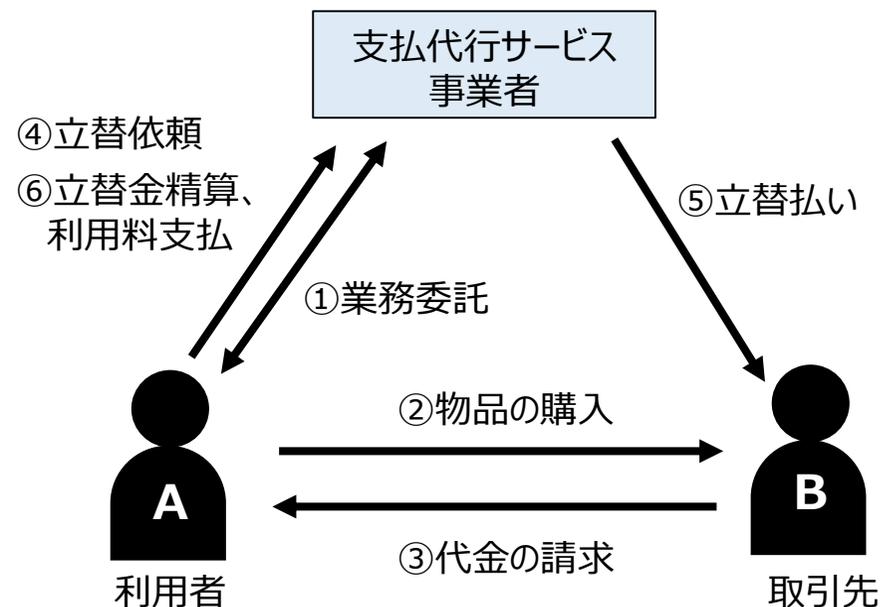
Ⅱ 立替サービスの規制のあり方

- 立替サービスは、利用者から依頼を受けて、立替サービス事業者が資金を立て替えた上で、後から利用者に対して立替金を請求するサービスと考えられるが、貸金業法や資金決済法で通常想定される取引ではないため、貸付けや為替取引の該当性は個別のサービスの枠組みに照らして判断する必要がある。
- こうした立替サービスを実施しようとする事業者からは、関係する行政庁や、業界団体に対して、業法上の登録の要否を含む法令の適用関係に係る照会がきている。

給与前払いサービス



金銭債務に係る支払代行サービス



(注) 両図とも過去に金融庁から貸付けの該当性について見解を示した事例についてイメージ図を作成。

左図：グレーゾーン解消制度（平成30年12月20日公表）※ 貸付けに該当しない旨、金融庁から回答

右図：法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）（令和4年11月2日回答）※ 貸付けに該当する旨、金融庁から回答

貸金業法における「貸付け」

- 貸金業法における貸付けの定義は、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）」とされている（貸金業法第2条第1項）。

- 条文では、「貸付け」の範囲について、金銭の貸付けを中心としつつ、金銭の貸付けと同一の経済的効果を有するもの（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付）を含めており、また、それらの行為の媒介についても「貸付け」に含める構成となっている。



➡ これらを総称して「貸付け」

- 判例上は、必ずしも当事者間の現実の金銭の交付は求められておらず、借主が現実を受け取った場合と同一の経済上の利益を得れば、消費貸借が成立するとされており、立替サービスの形態によっては、貸金業法上の貸付けに当たり得ると考えられる。

「当事者間に現実的に金銭を授受せざるも借主をしてその現実の授受ありたと同一の経済上の利益を得せしむるときは消費貸借成立するものとす」

（大審院判決 昭和11年（オ）第733号 昭和11年6月16日）

※民法 第587条（消費貸借）

消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

過去の照会事例

■ 近年の立替サービスに係る業該当性の照会事例に対する回答（公表）は以下のとおり。

○給与前払いサービス（平成30年12月20日回答公表）（抜粋）

5. 確認の求めに対する回答の内容

貸金業法上、「貸付け」には、「手形の割引、売渡担保その他これに類する方法によつてする金銭の交付」が含まれており、必ずしも外形的に金銭消費貸借契約が締結されている必要はなく、**貸金業法上の「貸付け」の該当性については、経済的側面や実態に照らして判断している。**

本照会に対する判断については、次のとおりであるが、照会書で確認できる事実内容を前提としており、その内容に変更がある場合、又は新たな事実がある場合には、判断が変わる可能性がある。

（1）経済的効果

当該事業者の従業員への前払額は貸金であり、従業員は当該事業者に戻還する必要がない。また、当該事業者と導入企業との関係では、業務委任契約に基づき、導入企業の資金繰り等の状況に応じて当該事業者の判断により本サービスを停止することができることとされており、裏を返せば、仮に本サービスがなくとも導入企業は従業員からの申し出に応じて給与前払いを行うことは可能なことが前提と考えられる。したがって、当該事業者の従業員への前払いは、「従業員の勤怠実績に応じた貸金相当額を上限として」、法令上、毎月1回以上支払われるべき給与の極めて短期間の立替えであり、当該事業者による前払額を導入企業から都度回収する煩雑さを回避するため、一定期日にまとめて回収しているもので、導入企業による当該事業者に対する後払いが本質的な要素とまでは言えない。

（2）貸付けの実行判断の有無

当該事業者は、従業員に前払いする際、従業員の信用力（返済能力）を調査しておらず、従業員から申請された金額を勤怠実績に応じた貸金相当額を上限として支払っている。手数料については、「前払額の一定割合」又は「申請件数×固定金額（数百円）」のいずれかを導入企業が選択し、かつ、委任事務に係る手数料が導入企業の信用力によらず一定であるのであれば、当該事業者は、自らの判断、意思決定に基づく、貸付けの実行判断を行っているとはまでは言えない。

貸金業法の目的は、貸金業を営む者の業務の適切な運営の確保、資金需要者の利益の保護であり、仮に契約形態が委任契約であっても、実質的に「貸付け」行為に該当し、貸金業に該当すると整理すべき場合もあるが、

- ・本サービスは従業員の勤怠実績に応じた貸金相当額を上限とした給与支払日までの極めて短期間の給与の前払いの立替えであって、
- ・導入企業の支払い能力を補完するための資金の立替えを行っているものではなく、
- ・手数料についても導入企業の信用力によらず一定に決められている

との前提の下では、導入企業又は従業員に対する信用供与とは言えず、また、導入企業においても、信用供与を期待しているとまでは言えないことから、**貸金業法上の「貸付け」行為に該当せず、貸金業に該当しないものと考えられる。**

○教育機関向け医療費立替金回収代行サービス（令和元年12月25日回答公表）（抜粋）

5. 確認の求めに対する回答の内容

貸金業法上、「貸付け」には、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付」が含まれており、必ずしも外形的に金銭消費貸借契約が締結されている必要はなく、**貸金業法上の「貸付け」の該当性については、経済的側面や実態に照らして判断している。**

本照会のような金銭の立替払いの「貸付け」該当性については、当該立替えが相手方に対する資金融通（信用供与）を目的として行われるものか否かという点について、その**経済的効果や貸付けの実行判断の有無等に照らして実質的に判断する必要がある。**

本照会に対する判断については次のとおりであるが、照会書で確認できる事実内容を前提としており、その内容に変更がある場合、又は新たな事実が認められる場合には、判断が変わる可能性がある。

本サービスについては、

- ・「利用料」は、
 - 単価数十円に生徒児童の人数及び旅行日数を乗じたもので少額であること。
 - 保護者の信用力に応じて変動するものではないこと。
 - 立替払いの発生の有無、立替期間や立替額にかかわらず一定であること。
- ・本立替えは、教育機関が支払った医療費の実費を立替えるものであること。
- ・本立替えの対象となる医療費は、宿泊学習という限られた期間に発生したものに限られること。
- ・本立替えは、保護者の資金需要を判断して実行されるものではないこと。また、保護者においても信用供与を期待しているとまでは言えないこと。

を併せ考えれば、保護者に対する資金融通（信用供与）を実質的に目的とするものではないと考えられる。このことから、**本サービスは貸金業法上の「貸付け」行為に該当せず、貸金業に該当しないものと考えられる。**

立替サービスと貸金業法

照会事例の概要	回答	判断要素
<p>○給与前払いサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 導入企業と事業者の間で給与前払いに係る業務委託契約を締結 従業員の申請に応じて、勤怠実績に応じた賃金相当額を上限として立替 	<p>個別事例として該当しないと判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の勤怠実績に応じた賃金相当額を上限とした給与支払日までの極めて短期間の給与の前払いの立替であること 導入企業の支払い能力を補完するための資金の立替ではないこと 手数料が導入企業の信用力によらず一定であること……など
<p>○医療費に係る立替サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育機関と事業者の間で立替に係る業務委託契約を締結 宿泊学習中に生徒児童が医療機関を受診した際に教育機関が支払った医療費を事業者が立替 	<p>個別事例として該当しないと判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用料が、少額であって、保護者の信用力に応じて変動するものではなく、立替払いの発生の有無、立替期間や立替額にかかわらず一定であること 教育機関が支払った医療費の実費を立て替えるものであること 対象となる医療費は、宿泊学習という限られた期間に発生したものに限られること 保護者の資金需要を判断して実行されるものではないこと……など
<p>○金銭債務に係る支払代行サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人事業主、フリーランス、法人が有する金銭債務の支払いを代行 利用者の月収に応じて、利用上限額を設定 	<p>個別事例として該当すると判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都度申請が必要であることや翌月末までの精算を要することといった手続き面を踏まえると、立替サービスを利用しない場合と比較して、立替の目的が事務の効率化・簡便化にあるとまでは言えないこと 立替金額について月収に応じて利用上限額を設定しており、信用力に応じて貸付けの実行判断を行っていると考えられること ユーザーに個人事業主やフリーランスを想定しており、資金需要者を保護し過剰貸付けを抑制する観点から、その法益を保護すべき必要性が高いこと……など

※ これらの事例は、あくまで個別事例に係る業該当性の判断を示したものであり、類似サービスについて一般的な業該当性を示したものではありません点には留意する必要があります。

(参考) 立替等の要素を含むサービスの例

金融庁による個別事業者に対する
ヒアリングによる調査結果

名称	概要	利用者	利用目的	対象となる債権・債務	利用金額 期間
給与前払い	従業員の申請に基づいて、同月の勤怠実績に応じた金額の範囲内で給与を立替払いし、後日、利用者から立替額を回収するサービス	法人（雇用主）	企業の人材確保 従業員に対する福利厚生	発生済の賃金債権	従業員の月額給与の最大 7割程度 1～2か月
支払い代行	利用者の通信費や公共料金等の経費を立替払いし、後日利用者に対して一括請求を行うサービス	法人、公共団体	支払いの一元化による事務効率化 経費のデータ分析	通信費 公共料金	利用企業ごとに設定 (3,000万円未満が多数) 2か月程度
請求代行	利用者が有する売掛債権について、請求書発行から回収等（利用者の求めに応じて立替を行う場合あり）までの事務を一括して請け負うサービス	法人	請求事務の効率化	売掛債権等	30万円～1,000万円、 最大1か月
ファクタリング	利用者が有する期日前の売掛債権等について、事業者が買い取ることによって、現金化するサービス	法人、個人事業主	保有債権の流動化 運転資金の確保	売掛債権等	—
BNPL	利用者が物品やサービスの購入を先に行い、後日送付される請求書に基づいて、支払いを行うことを可能とするサービス	個人	簡易な決済手段の確保 カード情報の漏洩や不正利用の防止	商品売上の代金 役務提供の対価	5万円 14日程度
BSP	利用者が保有するクレジットカードを活用して、クレジットカード非加盟店に対する事業性の支払いを可能とするサービス	法人	支払いの一元化による事務効率化	仕入経費、外注費、家賃、光熱費等	カードの与信額による 最大2か月

上記のほか、キャリア決済（商品等の購入代金について、携帯電話料金と合算して後日請求を行うサービス）等でも立替等の要素を含んだサービスを提供している可能性がある。

(参考) BNPL (Buy Now Pay Later)

- BNPLとは、明確な定義があるわけではないものの、狭義ではクレジットカード等を用いずに商品の購入を行い、後日送付される請求書に基づいてコンビニや銀行等で支払いを行うような後払い決済サービスのことを指すと考えられている。
- 令和2年1月公表の国民生活センターのレポートによると、消費者トラブルへの対応や加盟店調査等が不十分であるとの課題が指摘されており、消費者トラブル防止のために、後払い決済サービス事業者に対して販売店と協力して取り組むよう要望がなされている。

(1) 国民生活センターで受け付けた相談傾向

後払い決済サービスが関連する相談について、その内容としては、販売サイト等で低価格で購入できることを広告で強調し、実際には数か月以上の継続(定期購入)が条件等となっている健康食品や化粧品等の通信販売に関するものが多くみられる。

(2) 消費生活相談からみる後払い決済サービスの課題

相談事例や、相談処理における後払い決済サービス事業者の聞き取り等から、以下の課題があげられる。

- ① 消費者の支払能力を超えた請求がされている
- ② 消費者トラブルへの対応が不十分
- ③ 加盟店調査等が十分ではない

(3) 後払い決済サービス事業者への要望

同報告書は、消費者トラブルを防止するよう、後払い決済サービス事業者に対し、以下の事項を要望。

- ① 消費者が支払総額を十分に認識できるよう、加盟店である販売店と協力して取り組むこと
- ② 未成年者であるかの確認等を、販売店と協力して取り組むこと
- ③ 消費者からのトラブルの解決に向けて適切かつ迅速に対処すること
- ④ 不正利用の防止に取り組むとともに、不正利用の問合せに係る事実確認を自ら行うこと
- ⑤ 加盟店契約締結にあたり、販売店のサイト上の表示につき、トラブル発生のおそれがないか確認すること
- ⑥ 加盟店契約締結後の、販売店のサイト上の表示等の定期的な調査や、トラブルの申出があった場合における苦情の発生状況等の調査、改善要請、加盟店契約解除の実施
- ⑦ 販売店における苦情の発生状況等の情報を事業者間で共有することについての検討

- 昨今市場が拡大し、いわゆるBNPLと称される後払いサービスについては、後払い決済サービス事業者7社が、「日本後払い決済サービス協会」を令和3年5月に設立。
- ①加盟店契約締結時等における加盟店調査、及び②利用者からの苦情調査等を中心とした「加盟店審査に係る自主ルール」を策定（令和4年4月1日施行）。

1. 自主ルールの対象となる事業者（第1条第1項及び第2条第3項）

- ① 当該協会に加入した
- ② 後払い決済サービス事業者
 - ・「後払い決済サービス」…割販法第2条第3項第1号に規定する「カード等」を利用することなく行われる後払い決済サービス（ただし、2月以内の与信に限る）

2. 加盟店調査（第3章及び第4章）

(1) 加盟店契約締結時（第9条～第13条）

- ア. 加盟申込店に関する基本的事項等の調査
- イ. 加盟店契約の締結の禁止（第12条）
 - ・調査等からみて、加盟申込店について審査基準に適合しない又はそのおそれがある場合、加盟店契約の締結を禁止

(2) 加盟店契約締結後（第14条～第21条）

- ア. 定期調査（第14条～第16条）
 - ・以下の事項について定期的に調査を実施
 - ①後払い決済サービスが利用された取引の健全性…加盟店に対する行政処分や、適格消費者団体による差止請求等の有無の調査
 - ②後払い決済サービスの不正利用の発生状況…他の加盟店との比較の観点での確認

イ. 随時調査（第17条）

- ・以下のケースに応じて調査を実施

ケース	調査事項
①加盟店に関する基本的事項等の変更を認識したとき	変更事項及び変更内容
②購入者からの苦情の受付等があり、利用者の利益の保護に欠ける行為がなされた又はそのおそれがあると認められるとき	当該行為の有無・内容、当該行為を防止するために必要な体制の整備状況等
③第16条に基づく調査等により知った事項からみて、不正利用の発生状況が他の加盟店に比して異常値を記録しているものと認められるとき	不正利用の内容・傾向、不正利用の発生を減少させる措置を講じるために必要となる情報に関する事項

ウ. 改善要請及び解除等（第18条及び第19条）

- ・調査結果等に応じて改善を要請（第18条）
- ・要請の結果、①改善されない等の場合には加盟店契約解除等の措置を実施し、②正会員間で当該契約解除に関する情報を必要に応じて共有（第19条）

3. 苦情の調査等（第5章及び第6章）

- (1) 苦情受付時の調査（第23条）…苦情が加盟店に起因する場合には、必要に応じて随時調査を実施
- (2) 連絡受付体制の整備（第24条）…消費者トラブル対応等に関する後払い決済サービス事業者自身の体制整備を規定

Ⅲ 外国の金融機関等のシンジケートローン参加

- 外貨建てのシンジケートローンの組成は、日本企業による外貨調達ニーズに応える選択肢の1つであるが、貸付けに係る法規制によりシンジケートローンに参加可能な金融機関等に制約がある。
- 海外進出をしている日本企業から日本国内の金融機関に対して、現地の地場銀行にシンジケートローンに参加してもらえるか相談があった場合に、当該地場銀行が日本国内に支店・営業所等を設置していないという法制上の理由により、断らざるを得なかった事例も存在する。

<シンジケートローンに係る法制上の整理>

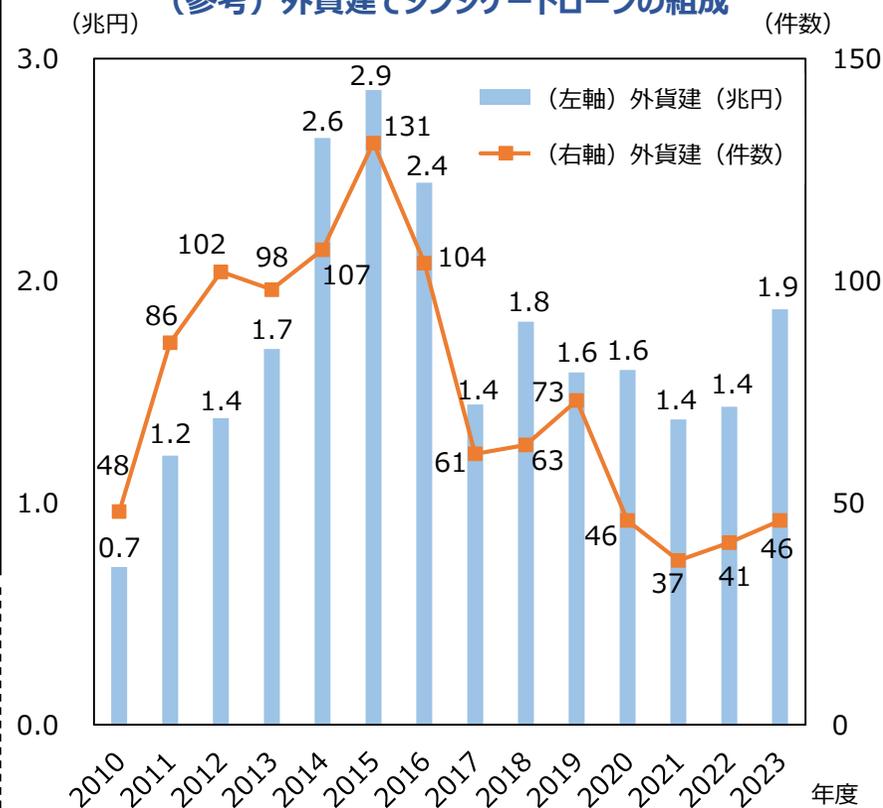
- 日本国内で銀行業や貸金業を営む者であれば、国内銀行等が組成するシンジケートローンに参加し、アレンジャーを介した借入人への貸付けが可能である。
- 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営み、日本において銀行業の本拠となる支店を持つ「外国銀行」も、上記シンジケートローンに参加可能である。
- 「外国銀行」の免許を受けない外国の金融機関等が上記シンジケートローンに参加するためには、貸金業登録が必要であり、そのためには、日本国内に営業所等を設置する必要がある。一方、日本でビジネスを行っていない外国の金融機関等が、国内銀行等が組成するシンジケートローンに参加するために日本に営業所等を設置することは現実的でないとの指摘がある。

(参照条文)

・銀行法第47条第1項：外国銀行が日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該外国銀行の日本における銀行業の本拠となる一の支店（以下この章において「主たる外国銀行支店」という。）を定めて、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

・貸金業法第3条第1項：貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(参考) 外貨建てシンジケートローンの組成



(出典) 都銀懇話会提供資料より金融庁作成

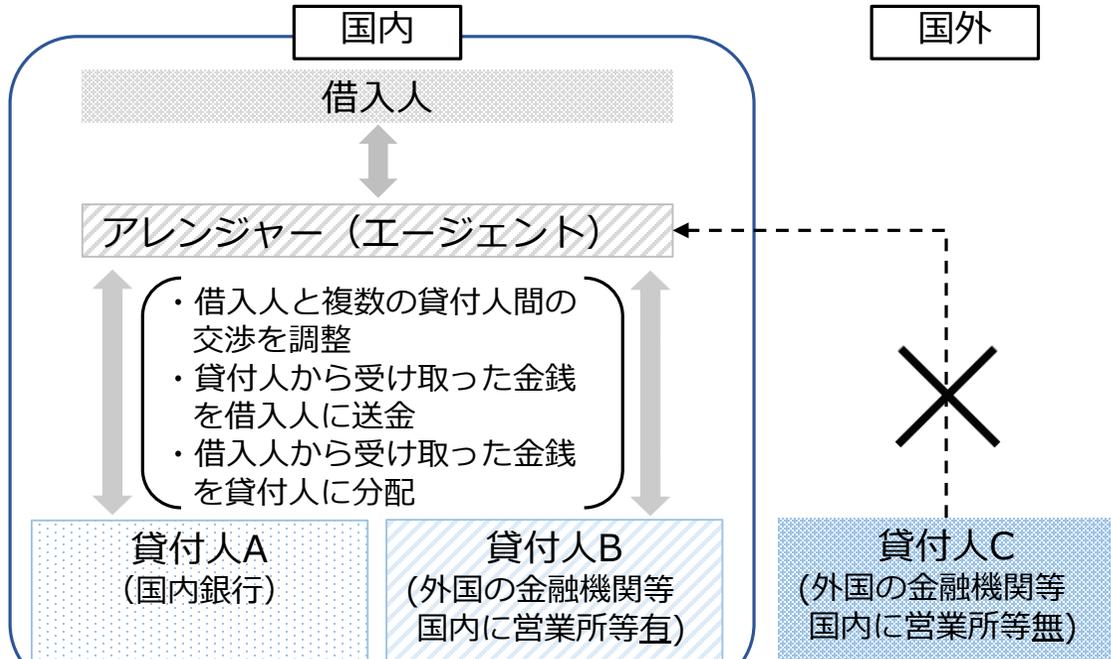
外国の金融機関等のシンジケートローン参加について

- 現行貸金業法において、外国の金融機関等が国内銀行等によって日本国内で組成されるシンジケートローンに参加しようとする場合、日本国内に営業所等を設置していることや、営業所ごとに貸付け業務に一定の経験を有する役員や貸金業務取扱主任者を置くことなどの人的要件を満たしていることが前提となっている。
- 他の金融関係法令等においても、国内で各種業を営もうとする場合には、利用者保護の観点や検査・監督の実効性を確保する観点から、外国法人に対して国内拠点を要求しているほか、一定の人的要件を満たすよう求めている例もある。外国の金融機関等が国内銀行等によって日本国内で組成されるシンジケートローンへの参加のみを行う場合について、上記の利用者保護の観点等も考慮しつつ、どのような規制を及ぼすべきか、考える必要がある。

(参考) 規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番) (2023年12月15日検討要請)

[提案事項] 貸金業登録の無い企業(事業法人、日本に支店のない外国銀行)の(シンジケートローン組成時及び債権譲渡時の)貸付許容
 [提案主体] 都銀懇話会

<シンジケートローンのスキーム図>



現行法上想定されるシローン契約当事者

<国内拠点を要することを明記する他の金融関係法令>

業種等	
第一種金融商品取引業等	【金融商品取引法】
資金移動業等	【資金決済に関する法律】
外国銀行支店	【銀行法】
外国信託会社	【信託業法】
外国保険会社等	【保険業法】

貸金業者に適用される主な規制

■ 基本的に、借り手の属性や貸付けの態様等にかかわらず、貸金業者が行う貸付けに対して、各種の規制が課されている。

○ 参入規制

- (1) 営業所等を有することが前提 [貸金業法第3条第1項]
- (2) 人的要件 [貸金業法第6条第1項第15号、同施行規則第5条の7]
 - 常務に従事する役員のうち貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者を配置
 - 営業所等ごとに貸付けの業務に1年以上従事した者を常勤の役員又は使用人として1人以上配置
 - 貸金業務取扱主任者の設置義務 [貸金業法第6条第1項第13号、第12条の3、同施行規則第10条の7、第10条の8]
 - 貸金業務取扱主任者が、常勤であること、かつ、他の営業所等と重複して置かれていないことが要件
 - 営業所等ごとに貸金業の業務に従事する従業員50人に1人以上の割合で設置
- (3) 財産的要件 [貸金業法第6条第1項第14号、同施行令第3条の2]
 - 最低純資産額（5,000万円以上）

○ 与信限度規制

- (1) 総量規制等 [貸金業法第13条、第13条の2、第41条の35等]
 - 顧客等への貸付けの際の返済能力調査、記録の作成・保存義務
 - 個人顧客の返済能力調査における指定信用情報機関（JICC、CIC）保有の信用情報の使用・提供義務、源泉徴収票等の徴収義務
 - 返済能力を超えた貸付け禁止（個人顧客の総借入残高が年収等の3分の1を超える貸付けなど）
- (2) 上限金利規制 [貸金業法第12条の8、利息制限法第1条、出資法第5条第2項]
 - 利息制限法の上限金利（借入金額に応じて15%～20%）を超える利息の契約等の禁止（行政処分対象）
 - 出資法の上限金利（20%）を超える金利の契約禁止（刑事罰対象）

○ その他の規制

- (1) 書面の交付に関する義務 [貸金業法第16条の2、第17条、第18条等]
 - 契約締結前書面・契約締結時書面の交付 ※契約の相手方等の承諾を得て電磁的方法により提供することも可
 - 受取証書の交付 ※債権の弁済者の承諾を得て電磁的方法により提供することも可
- (2) 偽りその他不正又は著しく不当な行為の禁止、取立て行為規制 [貸金業法第12条の6、第21条第1項]

(参考) 貸金業法の主な沿革

■ 様々な社会問題を背景に、資金需要者等を保護する観点から法改正が重ねられ、現在の貸金業法の形に至っている。

- **昭和58年** | **貸金業の規制等に関する法律の制定**
【背景】サラ金問題（高金利、不当な取立て） 【内容】登録制の導入、契約締結時の書面交付義務の新設など
 - **平成 3年** | **貸金業の規制等に関する法律の一部改正**
【背景】ノンバンクの土地関連融資の社会問題化 【内容】事業報告書の提出義務の新設など
 - **平成11年** | **貸金業の規制等に関する法律の一部改正**
【背景】商工ローン問題の社会問題化 【内容】保証人への契約締結前の書面交付義務の新設など
 - **平成15年** | **貸金業の規制等に関する法律の一部改正**
【背景】ヤミ金問題の社会問題化
【内容】無登録業者に対する広告・勧誘の禁止、取立行為規制、暴力団等を業務に従事させることの禁止など
 - **平成16年** | **貸金業の規制等に関する法律の一部改正**
【背景】公的年金担保融資の社会問題化 【内容】公的年金振込口座の通帳の保管禁止
 - **平成18年** | **貸金業の規制等に関する法律から貸金業法への改正**
【背景】多重債務問題の深刻化
【内容】①貸金業適正化のための見直し、②過剰貸付けの抑制、③金利体系の適正化、④ヤミ金融対策の強化
- ↓
- **現在**

IV ご議論いただきたい事項

立替サービス

- 立替サービスについて、個別のサービスの実態に照らして業該当性を判断することを前提としつつも、予見可能性の観点から、既存の解釈を踏まえて、一定の判断枠組みを示していくことについてどう考えるか。
例えば、①貸付けと同等の経済効果を有するか、②信用力に応じて貸付けの実行判断が行われているか、③資金需要者等を保護すべき必要があるかといった要素について判断するため、具体的には、
 - ・立替期間が長期間となっていないか、
 - ・利用者の信用力に応じて手数料を設定していないか、といった内容を総合的に勘案することを明確化することについてどう考えるか。

外国銀行等のシンジケートローン参加

- 国内銀行等が組成する外貨建てシンジケートローンに外国の金融機関等が参加するに当たって日本国内に支店・営業所等を設置することや人的要件を充足することが求められている現状の規制のあり方についてどう考えるか。